

十日町市事業所省エネ化促進支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、原油価格高騰等の影響を受ける市内事業者の長期的な固定費削減を図ることを目的に、省エネルギー機器の導入や断熱効果の高いリフォームを行う市内事業者に対し、予算の範囲内でその整備に要する経費の一部を補助するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に本社又は主たる事業所を有する事業者であること。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る店舗等

イ 十日町市暴力団排除条例（平成24年十日町市条例第4号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有している者が営業している店舗等

(2) 市税の滞納がない者

2 前項第1号における、主たる事業所を有する事業者とは、法人においては、市内に事業所を有し、当該事業所で採用、社会保険加入等の事務を行い、本社とは独立した業務を行っている事業者をいい、個人においては、主たる収入を得る事業を行う拠点と認められる工場、店舗、事務所等を有している事業者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 補助対象者が使用する市内の事業所において、自己が所有しているエアコン、照明器具、電球、冷蔵庫、及び冷凍庫を省エネルギー機器に入れ替える事業（ただし、家庭用エアコンの入れ替えは、10年以上使用しているものを入れ替える場合のみを対象とし、照明器具及び電球は非LEDからLEDへ入れ替える場合のみを対象とする。）

(2) 補助対象者が使用する市内の事業所において、断熱効果の高いリフォーム工事を行う事業（ただし、リフォーム工事前後の状況を比較した際に、工事を行ったことが視覚的に分かるものであること。）

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとし、その金額は消費税及び地方消費税を含まない金額で算出するものとする。

(1) 前条第1号の場合は、下記のいずれかを満たすもの

ア 経済産業省資源エネルギー庁の定める、統一省エネラベルの省エネ基準達成率が100%以上、又は省エネルギー効果が明確に認められる機器への入れ替えに要する購入費及び設置工事費

イ 業務用パッケージエアコンにおいては、「2015年度省エネ目標基準達成商品」、「グリーン購入法調達基準適合商品」、又は省エネルギー効果が明確に認められるものへの入れ替えに要する購入費及び設置工事費

(2) 前条第2号の場合においては、新規で行う、壁への断熱工事、ペアガラス設置工事、二重サッシ設置工事、ウレタン吹付工事等の断熱・遮熱効果の高いリフォーム工事に係る経費

2 補助対象事業に関し他の補助金を受けている場合は、補助対象経費からその額を差し引くものとする。

(補助対象事業の要件)

第5条 第3条の補助対象事業は次の各号のすべてを満たすものとする。

(1) 令和8年2月28日までに完了するもの

(2) 補助対象経費の総額が10万円以上のもの

(3) 入れ替える既設の機器が、過去に十日町市事業所省エネ化促進支援事業若しくは国、県等の補助事業等で導入したものでないこと

(4) 機器の購入及び設置工事又はリフォーム工事は、市内に本社又は営業所がある事業者への発注であること。ただし、納期及び工期等の事情により、期間内に事業が完了できない場合はその限りでない

(5) 補助対象事業が既設の施設に対するものであること

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内とし、その上限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。)

(1) 第4条第1号の場合 50万円

(2) 第4条第2号の場合 100万円

2 前項第1号及び第2号の両方の補助金の交付を受ける場合は、それぞれの上限は前項各号に定める額とし、その総額は100万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、十日町市事業所省エネ化促進支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を

添付し、提出しなければならない。

2 同一事業者による申請は、同一年度内 2 回を限度とする。

(令 7/11/4・一部改正)

(補助金の交付決定)

第 8 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、十日町市事業所省エネ化促進支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の変更等の申請)

第 9 条 補助事業者（前条の規定により補助金の交付の決定を受けたものをいう。以下同じ。）は、第 7 条の工事の内容、若しくは交付申請の額を変更又は補助事業（第 8 条の規定により補助金の交付決定を受けた事業をいう。以下同じ。）を廃止しようとするときは、あらかじめ十日町市事業所省エネ化促進支援事業補助金変更承認申請書（様式第 3 号）又は十日町市事業所省エネ化促進支援事業補助金廃止承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の変更等の決定)

第 10 条 市長は、前条の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、承認する場合は、補助事業者に対して、十日町市事業所省エネ化促進支援事業補助金変更承認通知書（様式第 5 号）又は廃止承認通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに十日町市事業所省エネ化促進支援事業補助金実績報告書兼請求書（様式第 7 号）に市長が必要と認める書類を添付し、提出しなければならない。

(補助金額の確定及び交付)

第 12 条 市長は、前条の規定による実績報告請求を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、十日町市事業所省エネ化促進支援事業補助金確定通知書（様式第 8 号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知の後、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業者に対し、十日町市事業所省エネ化促進支援事業補助金交付決定取消

通知書（様式第 9 号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 14 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、十日町市事業所省エネ化促進支援事業補助金返還命令書（様式第 10 号）により補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は令和 7 年 6 月 2 日から適用し、令和 7 年 4 月 1 日に遡って効力を生じるものとする。

附 則

この要領は令和 7 年 11 月 4 日から適用する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

十日町市長 様

〒
所在地
事業所名
代表者名

十日町市事業所省エネ化促進支援事業補助金交付申請書

十日町市事業所省エネ化促進支援事業補助金交付要領に基づく補助金の交付を受けたいので、同要領第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

①	見積総額（税抜）	円
②	交付申請額（①÷3） ※千円未満切捨て	円
③	補助対象事業 完了予定日	年 月 日
④	補助対象事業の内容	
⑤	機器を導入する 場所の所在地	
⑥	申請担当者の氏名	
⑦	電話番号	
⑧	メールアドレス	
⑨	添付資料	・事業計画書（別紙 1） ・補助対象事業の見積書 ・補助対象事業が補助要件を満たすことを確認できるもの（統一省エネラベル、カタログ等） ・既設機器又はリフォーム前の状況を確認できる写真（別紙 2 に添付） ・納税証明書

様

十日町市長

十日町市事業所省エネ化促進支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記事業について、下記のとおり交付（不交付）の決定をしましたので、通知いたします。

1 補助金額等は、次のとおりとする。

補助事業の名称	十日町市事業所省エネ化促進支援事業補助金
交付決定額	金 円
交付条件	事業実施後、令和 8 年 2 月 28 日までに事業実施内容の分かる成果物を添えて、実績報告書兼請求書を市へ提出すること。

2 補助金の交付対象となる事業内容は、補助金交付申請書のとおりとする。

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

十日町市長 様

〒
所在地
事業所名
代表者名

十日町市事業所省エネ化促進支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け十産政第 号 で補助金の交付決定通知
があった事業を下記のとおり変更したいので、十日町市事業所省エネ化促進支
援事業補助金交付要領第 9 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

①	交付決定額	円
②	変更後の 見積総額（税抜）	円
③	変更後の 交付申請額（②÷3） ※千円未満切捨て	円
④	変更後の補助対象事業 完了予定日	年 月 日
⑤	変更後の 補助対象事業の内容	
⑥	変更後の 機器を導入する 場所の所在地	
⑦	申請担当者の氏名	
⑧	電話番号	
⑨	メールアドレス	
⑩	添付資料	・ 交付決定通知書 ・ 事業計画書（別紙 1） ・ 変更後の補助対象事業の見積書 ・ 変更後の補助対象事業が補助要件を満たすことを確認で きるもの（統一省エネラベル、カタログ等） ・ 既設機器又はリフォーム前の状況を確認できる写真（変 更となる場合（別紙 2 に添付））

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

十日町市長 様

〒
所在地
事業所名
代表者名

十日町市事業所省エネ化促進支援事業補助金廃止承認申請書

年 月 日付け十産政第 号 で補助金の交付決定通知
があった事業を下記のとおり廃止したいので、十日町市事業所省エネ化促進支
援事業補助金交付要領第 9 条の規定に基づき申請します。

交付決定額	円
廃止の時期	年 月 日
廃止の理由	
添付書類	交付決定通知書

様

十日町市長

十日町市事業所省エネ化促進支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった標記事業について、下記のとおり変更承認することに決定しましたので、通知いたします。

1 変更後の補助事業に要する経費及び補助金額等は、次のとおりとする。

補助金の額	円
交付条件	事業実施後、令和 8 年 2 月 28 日までに事業実施内容の分かる成果物を添えて、実績報告書兼請求書を市へ提出すること。

2 変更後の補助金の交付対象となる事業内容は、補助金変更承認申請書のとおりとする。

様式第 6 号（第 10 条関係）

十産政第 号
年 月 日

様

十日町市長

十日町市事業所省エネ化促進支援事業補助金廃止承認通知書

年 月 日付けで廃止承認申請のあった標記事業について、申請
のとおり廃止承認することに決定しましたので、通知いたします。

様式第 7 号（第 11 条関係）

年 月 日

十日町市長 様

〒
所在地
事業所名
代表者名

十日町市事業所省エネ化促進支援事業実績報告書兼請求書

年 月 日付け十産政第 号 で補助金の交付決定通知
があった事業が完了したので、十日町市事業所省エネ化促進支援事業補助金交
付要領第 11 条の規定により、下記のとおり実績報告し、補助金を請求いたし
ます。

①	補助事業名	十日町市事業所省エネ化促進支援事業補助金						
②	補助対象事業の 完了年月日	年 月 日						
③	補助対象事業の 実績額（税抜）	円						
④	補助金請求額 ※千円未満切捨て	円						
⑤	補助金振込先	金融機関名	(支店)					
		種別	普通 ・ 当座					
		口座番号						
		口座名義	ﾌﾘｶﾞﾅ					
⑥	添付書類	・ 補助対象事業に係る請求書と領収書の写し ・ 導入した補助対象機器の設置状況及び型式又はリフ ォーム工事の内容を確認できる写真（施工中及び施 工後の写真（別紙 3 に添付））						

様式第 8 号（第 12 条関係）

十産政第 号
年 月 日

様

十日町市長

十日町市事業所省エネ化促進支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった標記補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、通知いたします。

記

1 補助金の額 金 _____ 円

様式第 9 号（第 13 条関係）

十産政第 号
年 月 日

様

十日町市長

十日町市事業所省エネ化促進支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け十産政第 号 で補助金の交付決定をした
標記補助金ついて、十日町市事業所省エネ化促進支援事業補助金交付要領第
13 条第 1 項第 号に該当する行為がありましたので、同条第 2 項の規定に基
づき、交付決定の取消しを通知いたします。

様式第 10 号（第 14 条関係）

十産政第 号
年 月 日

様

十日町市長

十日町市事業所省エネ化促進支援事業補助金返還命令書

年 月 日付け十産政第 号 で補助金交付決定取消通知をした標記補助金について、十日町市事業所省エネ化促進支援事業補助金交付要領第 14 条の規定により、既に交付した補助金の返還を下記の通り命じます。

記

1 補助金返還理由

十日町市事業所省エネ化促進支援事業補助金交付要領
第 13 条第 1 項第 号に該当

2 補助金返還額 金 _____ 円

3 返還期限 年 月 日